

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信



弁 論 書

故意過失について

1. 不法行為 1(議員賛否情報): 故意である。

5 月 9 日付異議申立書が乙に提出され、本件不開示の違法性が説明されているにもかかわらず、改善されなかった。故意による不法行為である。

平成 26 年 2 月 27 日付で同様開示請求が行われたが、3 月 10 日付けで不存在不開示とされている。(甲 72) 不法行為の繰り返しである。(不法行為 1-2)

不法行為 1 によって市民から情報公開を求められていることが明らかになりながらも議案賛否結果を開示しようとしなないことは、極めて悪質な不作為である。(平成 26 年 5 月 1 日付弁論書 2 頁)

2. 不法行為 2(作業部会記録): 故意である。

5 月 9 日付異議申立書が乙に提出され、本件不開示の違法性が説明されているにもかかわらず、改善されなかった。故意による不法行為である。

3. 不法行為 3(区長会議事録): 故意である。

開示日当日に異議を述べている。

6 月 5 日付異議申立書が乙に提出され、本件不開示の違法性が説明されているにもかかわらず、改善されなかった。故意による不法行為である。

本件求裁判状が送達されてからも改善されないのは故意の証明である。

4. 不法行為 3-2(募金に応じない者への文書不配布、差別待遇。恐喝(刑法 249 条)。憲法 14 条平等保護違反): 故意である。

市政連絡員=区長に対して、差別であることを指摘しているにもかかわらず、改善されないこと故意悪意である。(甲 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90)

5. 不法行為 3-3(回覧板強制労働の強要。憲法 18 条、刑法 223 条): 故意である。

市政連絡員=区長に対して、差別であることを指摘しているにもかかわらず、改善されないこと故意悪意である。(甲 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90)

6. 不法行為 3-4(回覧板情報電子メール化の不作為と情報配布差別: 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法違反。憲法 25 条 2 項(生活福祉向上改善義務)、憲法 13 条(個人の選択の自由の尊重)、憲法 14 条違反。憲法 18 条、刑法 223 条): 故意である。

市政連絡員=区長に対して、差別であることを指摘しているにもかかわらず、改善されないこと故意悪意である。(甲 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90)

7. 不法行為 4(25 年度区長連協資料): 故意である。

平成 25 年 6 月 5 日の異議申立てに対して、棄却決定までに 5 ヶ月かける遅延工作がある。開示すべき資料を、開示決定日前に保有していたにもかかわらず、不存在との虚偽の理由での不開示である。故意悪意がある。

8. 不法行為 5(ホームページ自動更新システム操作手順書): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明しているが取り消されなかった。故意による不法行為である。
9. 不法行為 6(交付金): 故意である。
甲は 5 月 20 日付け異議申立書を丙に提出し、本件不開示決定の違法性を指摘したが、開示されていない。故意による不法行為である。
10. 不法行為 7(財務会計システム操作マニュアル): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明しているが取り消されなかった。故意による不法行為である。
11. 不法行為 8(宮崎県ソフトウェアセンター): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明しているが取り消されなかった。故意による不法行為である。
12. 不法行為 9(宮崎県ソフトウェアセンター期間延長): 故意である。
不必要な期間延長であり、遅延工作である。
13. 不法行為 10(図書館長の給与報酬明細): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明しているが取り消されなかった。故意による不法行為である。
14. 不法行為 11(予算要望に関する資料、期間延長): 故意である。
不必要な期間延長であり、遅延工作である。
15. 不法行為 12(過少開示): 故意である。
悪意なしに過少開示はなしえない。
16. 不法行為 13(予算執行状況): 故意である。
不法行為 11、12 と同様の隠微工作である。
予算執行状況に関する情報がどこにあるかは最初から把握していたはずであるにもかかわらず、不存在としてごまかそうとしたものである。
17. 不法行為 14(日赤差別): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明したが、改善されなかった。故意による不法行為である。
18. 不法行為 15-1(会議録不作成): 故意、重過失である。
会議録は会議終了後、すみやかに作成されなければならないにも関わらず、市民の利益が配慮されることなく、次の 12 月定例会までに作成すればよいなどと認識していることは、背任的故意であり、重過失である。
19. 不法行為 15-2(議案書の不開示): 故意である。
予備があるにもかかわらず、すぐに配布しないことは、会議の公開原則、信義則に反する。公序良俗違反の故意である。
猶予時間を与えて再考の機会を与えているにもかかわらず、回答期限までに回答がなかったことは、故意悪意の証明である。

20. 不法行為 16(選択の自由): 故意である。
メール、電話、異議申立書により何度も違法性を説明しているにもかかわらず、固執しているのは故意の証明である。
21. 不法行為 17-1(請願書として処理されなかったことは違法である。憲法 16 条違反): 故意である。甲 1 号証-3、甲 38 号証によって説明されている。
22. 不法行為 17-2(請願書と記された表紙が破棄されたこと): 故意である。
甲 1 号証-3、甲 38 号証によって説明されている。
23. 不法行為 17-3(「陳情書」に変更強要罪): 故意である。
甲 1 号証-3、甲 38 号証によって説明されている。
24. 不法行為 17-4(受理番号の通知不作為、信義則違反): 故意である。
甲 1 号証-3、甲 38 号証によって説明されている。
25. 不法行為 17-5(紙の請願書の持参強要): 故意である。
甲 1 号証-3 により、予告されている。
26. 不法行為 18-1(改竄、検閲): 故意である。
わざわざ分離するべき合理的な理由がないのは悪意の証明である。
27. 不法行為 18-2(行政手続法 第 46 条違反): 故意である。
平成 25 年 3 月 3 日付け請願書「延岡市行政手続条例の改正を求める」「意見公募手続条例の制定を求める」(甲 39, 42)、が提出され、条例の不備が指摘されているにもかかわらず、改善されないのは故意悪意による不法行為である。平成 25 年 12 月 9 日付議案書(甲 63)によっても繰り返し求められている。
28. 不法行為 19(みなし不採択、会議規則違反): 故意である。
みなし不採択にすることをあらかじめ共同謀議している。初めから不採択にする意図を有していた。
29. 不法行為 20(応答義務違反): 故意である。
応答義務について説明している(甲 1) にもかかわらず、十分な応答をしていないのは、故意の証明である。
30. 不法行為 21(請願陳情の審理採決不作為): 故意である。
提出時に説明されていること。不法行為 17 の時に十分説明されていること。不法行為 22 として繰り返されていることによって、故意悪意が証明されている。
31. 不法行為 22(請願陳情の審理採決不作為): 故意である。
提出時に被告担当者によって提出意図が確認されていること。不法行為 17、不法行為 21 の時にも説明されていること、本件訴状が被告に送達された後に繰り返されていることによって故意悪意が証明されている。
32. 不法行為 23~27(法人の名称): 故意である。
原告は本件不開示の違法性を説明しているが取り消されなかった。故意による不法行為である。

以上

平成 26 年 6 月 3 日

平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件

原告 岩崎 信

被告 延岡市

宮崎地方裁判所延岡支部

原告 岩崎 信



第三回口頭弁論調書異議

第三回口頭弁論調書について、次の通り異議を述べる。

民事訴訟法第 160 条 2 項の規定により、訂正を求める。

記載漏れ事項

1. 次の事項が記載されていない。2 頁目 11 行目に挿入すべき事実。

原告：乙第 16 号証(議会運営委員会記録)につき、別紙 2 が添付されていないことを裁判長に確認を求める。

裁判長：(確認後)(別紙 2 が) あるのとないのとで、(結果に)違いがありますか。

原告：あります。

原告：総務財政委員会記録(乙第 18 号証)に、議会運営委員会記録と同じように、請願陳情の原本が閉じられていないのはなぜか。(被告が無言なので 3 回ほど繰り返す)

被告：無回答

裁判長：時間がないので証拠調べ中止。(次回継続)

民主主義は決定までの過程が大切である。提出されたままの請願書、陳情書があるがままに記録に綴ることが必要である。一部を恣意的に排除して人の目に触れないようにすることは、検閲、改竄である。市長総務課へ送付され保存されている陳情書の記録にも別紙 2 がいないことを見ても、別紙 2 がいないまま議会でも審議されていたことは明白である。

原告は、次回期日に証拠検証の継続を求める。

以上